

# ○ 保育料について

## 保育料の無償化について

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さまは、無償化により保育料がかかりません。
- ◆ 2歳児クラスのお子様は年度中に3歳となった場合でも、年度末までは2歳児クラスの保育料となります。
- ◆ 実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）や延長保育料は、無償化の対象外となります。実費で徴収している費用は保育施設により異なりますので、詳しくは各施設へお問合せください。

## 保育料の決定について

- ◆ 保育料は、該当年度の市区町村民税所得割額（保護者合計額）により決定します。

保育料納付月	算定根拠となる市区町村民税の年度
令和7年4月～令和7年8月分の保育料	令和6年度分の市区町村民税所得割額
令和7年9月～令和8年3月分の保育料	令和7年度分の市区町村民税所得割額

- ◆ 所得割額については、自治体で発行している次の書類等でご確認いただけます（下記参照）。
  - ・【主に会社員・公務員など】特別徴収税額決定通知書（毎年5月頃発送）
  - ・【主に自営業】納税通知書（毎年6月頃発送）
  - ・課税証明書
- ◆ 税額控除のうち調整控除のみ反映され、「住宅ローン控除」、「寄付金控除（ふるさと納税等）」、「外国税額控除」、「配当控除」がある方は、その額を所得割額に加算した額で保育料を算定しますので、ご注意ください。
- ◆ 保育料は、登園していなくても退園の手続きをしていなければ発生します。
- ◆ 祖父母が同居しており、父母が非課税世帯の場合、祖父母の市区町村民税所得割額で保育料を算定する場合があります。父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。なお、離婚調停中及び離婚裁判中で別居している場合は「ひとり親であることの申立書」及び証明となる書類の写し（家庭裁判所からの調停期日通知書[夫婦関係調整事件]など）を提出することでひとり親として算定します。
- ◆ 未申告等により該当年度の市区町村民税所得割額が確認できない場合、最高階層の保育料となります。

## 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見本 保育料算定根拠年度に注

所得 給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	総所得金額①
-------------------------------	------------------------	--------

  

所得 控除 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	所得控除合計②
---	-------------------------------------	---------

**「住宅ローン控除」、「寄付金控除（ふるさと納税等）」、「外国税額控除」、「配当控除」がある方はこの摘要欄に金額が記載されています。**

課税 標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	拡大したもの
----------	---	--------

  

市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	加算する
---	---	------

特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額⑪-⑩-⑨⑩ 変更前税額⑫ 増減額⑬-⑫ 変更月	
---	--

# 市民税・県民税 税額決定・納税通知書の見本（主に自営業の方）

○年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書

**保育料算定根拠年度に注**

記載のとおり、市民税・県民税の税額を決定しましたので地方税法第41条、第219条の2及び第22条の7の9の規定によって通知します。

通知書番号  
 〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号  
 新座市役所

単位：円

年税額	
給与所得控除額	
年金所得控除額	
普通徴収税額	
充当額	
納付税額	

普通徴収で徴収する額について、下記の各欄ごとに納付税額をそれぞれの納期前までに納めてください。

納期別	納期前	年月日	納付額	年月日	納付額
普通徴収税額内					
充当額内					
納付税額内					

○この納税通知書について不明点がある場合は、下記へお問い合わせください。  
 ○課税（税額が算出されるまで）について  
 課税課 電話 048-423-9202  
 〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号 新座市役所  
 ○納付方法について  
 納税課（管理係） 電話 048-424-9502  
 ○納税相談について  
 納税課（徴収係） 電話 048-477-1852

課税標準額	
-------	--

## 年度分の市民税・県民税 課税の基礎 その2

課税標準額	
-------	--

区分	市民税分(円)	県民税分(円)
算出税額		
税額控除等		
所得割額		
均等割額		

年税額(円)	
給与所得控除額(円)	
年金所得控除額(円)	
普通徴収税額(円)	
控除不足額(円)	

拡大したもの

区分	市民税分(円)	県民税分(円)
算出税額		
税額控除等		
所得割額		
均等割額		

税額控除等の枠内の調整控除を除く金額と所得割額を加算する

## 保育料決定通知の発送時期について

- ・ 4月に入所される方・既に保育園に入園している方
  - ◆ 公立・法人認可保育園利用者には4～8月分を4月20日頃、9～3月分を9月20日頃に送付します。
  - ◆ 小規模保育施設・認定こども園利用者には4～8月分を3月20日頃、9～3月分を8月20日頃に送付します。
- ・ 5月～12月に入所される方
  - ◆ 公立・法人認可保育園利用者には入所月20日頃に送付します。
  - ◆ 小規模保育施設・認定こども園利用者には入所前月末に送付します。

## 教育・保育給付認定等の変更に伴う保育料の変更について

- ◆ 毎月1日時点の世帯状況及び保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)により保育料を決定します。世帯構成や教育・保育給付認定に変更があった場合は、**変更日の翌月(1日が変更日の場合は当月)から保育料が変更となります。**

## 保育料の納入方法について

- ◆ **保育園**を利用する方
  - ・ 保育料の納入先は市になります。原則、口座振替での納入をお願いしております。口座振替依頼書については、内定が出た場合に内定通知とあわせて郵送します。
  - ・ 口座引落日は**毎月月末**(月末が土・日・祝日の場合、翌営業日)となります。
- ◆ **認定こども園(保育利用)、小規模保育施設**を利用する方
  - ・ 保育料は、直接施設へ納入となります。納入方法等については、各施設にご確認ください。

## 延滞金(認可保育園を利用する場合に限る)について

- ◆ 納期限を過ぎて保育料を納付されると、新座市債権管理条例の定めにより、納期限から納付日までの日数に応じ、延滞金が加算される場合がありますので、納期限までに必ず納付してください。
- ※延滞金の対象は、保育園の保育料です。

**認定こども園(保育利用)、保育園、小規模保育施設を利用する  
2号認定・3号認定のお子様の保護者負担額について**

各月初日の支給認定子どもの 属する世帯の階層区分		保育料 (月額 単位 円)		
		0～2歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0	
C	A階層を除く市町村	51,800円未満	5,500	4,900
D1	民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯(市町村民税の均等割の額のみの課税世帯を含む。)	51,800円以上 61,200円未満	10,500	9,400
D2		61,200円以上 69,800円未満	14,500	13,000
D3		69,800円以上 87,600円未満	19,500	17,500
D4		87,600円以上 105,600円未満	26,000	23,400
D5		105,600円以上 123,700円未満	32,000	28,800
D6		123,700円以上 141,600円未満	39,000	35,100
D7		141,600円以上 169,000円未満	43,500	39,100
D8		169,000円以上 178,300円未満	47,000	42,300
D9		178,300円以上 195,900円未満	51,000	45,900
D10		195,900円以上 214,300円未満	53,500	48,100
D11		214,300円以上 249,800円未満	55,000	49,500
D12		249,800円以上 270,800円未満	57,000	51,300
D13		270,800円以上 304,000円未満	59,000	53,100
D14		304,000円以上 330,900円未満	60,000	54,000
D15		330,900円以上 361,200円未満	61,000	54,900
D16		361,200円以上 390,800円未満	62,000	55,800
D17		390,800円以上 420,900円未満	63,000	56,700
D18		420,900円以上 451,000円未満	64,000	57,600
D19		451,000円以上 511,200円未満	65,000	58,500
D20		511,200円以上	66,000	59,400

### 多子世帯の保育料の軽減について

- ◆ 認可保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業（小規模保育）、幼稚園を利用している場合、年齢の高い順（保育料無償となる3～5歳児も対象とすることができる）から第1子、第2子、第3子と位置付けられ、第2子は半額、第3子以降は無料となります。  
また、世帯に生計を一にするお子様が、年齢を問わず3人以上いる場合、3人目以降で2歳児までのお子様は保育料が無料となります。

### 年収約360万円未満相当の世帯の保育料軽減について

- ◆ 世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、上のお子様が小学生以上であっても年齢は問わず、年齢の高い順から第1子、第2子、第3子と位置付けられ、第2子は該当する年齢区分の半額、第3子以降は無料となります。  
更に、世帯の市民税所得割額が77,101円未満で、ひとり親世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯の場合、第1子は該当する年齢区分の半額、第2子以降は無料となります。

### 副食費徴収免除の基準について

- ◆ 次に掲げる項目に該当する児童は、給食費（主食費及び副食費）のうち、副食費の徴収を免除させていただきます。
  - ・ 年収360万未満相当世帯の子ども（世帯の市民税所得割額が57,700円未満の世帯）
  - ・ 同一世帯に3歳児クラス（3歳になった日から最初の4月以降）から小学校就学前までの子どもが3人以上いる場合、その中で年齢が高い順から第1子、第2子、第3子と位置付けて、第3子以降の子ども
- ◆ 免除する期間は保育料が決定している期間内、又は支給認定の認定期間までとなります。  
世帯構成や申請内容に変更が生じた場合は、速やかに保育課に届け出てください。